

【令和8年4月1日改定】 使用料金改定の詳細な内容

No.	施設名	改定後				改定前			
28	松江市八雲山村広場	区分		非営利	営利	区分		非営利	営利
		山村広場(野球場)	1時間あたり	1,430円	4,290円	山村広場(野球場)	1時間あたり	1,100円	3,300円
		多目的広場(管理棟を含む)	コート1面1時間あたり	510円	1,530円	多目的広場(管理棟を含む)	コート1面1時間あたり	420円	1,280円
		高校生以下、高齢者又は障がい者が多目的広場を利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2分の1の額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする(多目的広場照明施設を除く。).							